

海岸事業の再評価実施要領細目

第1 目的

この細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、海岸事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施することを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての海岸事業を対象とする。

第3 再評価を実施する事業

1 用語の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施単位に事業費が予算化されたことをいう。

(2) 未着工の事業

「未着工の事業」とは、用地補償等の契約等が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る付帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

2 事業評価の単位の取り方

背後を海岸災害から防護する一連の海岸を基本とし、原則として「海岸法第6条第3項に基づき公示された海岸」とする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 資料の提出先

再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等について、本省水管理・国土保全局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に提出するものとする。

なお、対応方針（案）等の提出等については、再評価の実施後速やかに別紙②④により行うものとする。

2 都道府県からの意見聴取について

海岸法（昭和31年法律第101号）第26条第1項及び第2項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取の実施

時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

第5 再評価の方法

1 海岸事業の再評価項目

海岸事業については、実施要領第5の3に規定する各視点ごとに、原則として以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。なお、以下の評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める「海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)」に基づき算定するものとする。

(1) 事業の必要性

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

- ア. 災害発生時の影響
- イ. 過去の災害実績
- ウ. 災害発生の危険度
- エ. 地域開発の状況
- オ. 地域の協力体制
- カ. 関連事業との整合
- キ. 海岸の利用
- ク. 海岸の環境 等

②事業の投資効果

- ア. 費用対効果分析

③事業の進捗状況

- ア. 事業採択年
- イ. 工事着手年
- ウ. 事業の進捗状況 等

(2) 事業の進捗見込み

- ア. 完成予定年
- イ. 今後のスケジュール 等

(3) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善

- ア. 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画の検討
- イ. 代替案の可能性の検討

ウ.コスト縮減の方策

- 2 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方**
実施要領第5の4に基づくものとする。

第6 施行

- 1 本細目は、令和8年7月2日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に改定された「海岸事業の再評価実施要領細目(国河計第142号)」は廃止する。